

「法学系」研究評価報告書

(平成13年度着手 分野別研究評価)

京都大学法学部

大学院法学研究科

平成15年3月

大学評価・学位授与機構

大学評価・学位授与機構が行う大学評価

大学評価・学位授与機構が行う大学評価について

1 評価の目的

大学評価・学位授与機構（以下「機構」）が実施する評価は、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」）が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するように、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その教育研究活動等の改善に役立てるとともに、評価結果を社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の諸活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

2 評価の区分

機構の実施する評価は、平成14年度中の着手までを試行的実施期間としており、今回報告する平成13年度着手分については、以下の3区分で、記載のテーマ及び分野で実施した。

全学テーマ別評価（教養教育（平成12年度着手継続分）、研究活動面における社会との連携及び協力）
分野別教育評価（法学系、教育学系、工学系）
分野別研究評価（法学系、教育学系、工学系）

3 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に目的及び目標が整理されることを前提とした。

分野別研究評価「法学系」について

1 評価の対象組織及び内容

このたびの評価は、設置者（文部科学省）から要請のあった6大学（以下「対象組織」）を対象に実施した。

評価は、対象組織の現在の研究活動等の状況について、原則として過去5年間の状況の分析を通じて、次の5項目の項目別評価により実施した。

- 1) 研究体制及び研究支援体制
- 2) 研究内容及び水準
- 3) 研究の社会（社会・経済・文化）的效果
- 4) 諸施策及び諸機能の達成状況
- 5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム

2 評価のプロセス

対象組織においては、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、自己評価書を機構に提出した。

機構においては、専門委員会の下に評価チームと部会（後記研究水準等の判定を担当）を編成し、自己評価書の書面調査及びヒアリングの結果を踏まえて評価を行い、その結果を専門委員会で取りまとめ、後記3の「意見の申立て及びその対応」を経た上で、大学評価委員会で最終的な評価結果を確定した。

3 本報告書の内容

「対象組織の現況及び特徴」、「研究目的及び目標」及び「特記事項」の「1 対象組織の記述」は、対象組織から提出された自己評価書から転載している。

「評価項目ごとの評価結果」は、前記1の1）、4）及び5）の評価項目については、貢献（達成又は機能）の状況を要素ごとに記述している。また、当該項目の水準を、以下の5種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。なお、これらの水準は、対象組織の設定した目的及び目標に対するものであり、相対比較することは意味を持たない。

- ・ 十分貢献（達成又は機能）している。
- ・ おおむね貢献（達成又は機能）しているが、改善の余地もある。
- ・ かなり貢献（達成又は機能）しているが、改善の必要がある。
- ・ ある程度貢献（達成又は機能）しているが、改善の必要が相当にある。
- ・ 貢献しておらず（達成又は整備が不十分であり）、大幅な改善の必要がある。

また、前記1の2）及び3）の評価項目については、学問的内容や社会的効果の評価結果を記述している。

さらに、2）の評価項目においては、対象組織全体及び領域ごとの研究内容及び水準の割合を示している。この割合は、教員個人の業績を複数の評価者（関連分野の専門家）が、国際的な視点を踏まえつつ研究内容の質を重視して、客観的指標も参考活用する方針の下で判定した結果に基づくものである。また、3）の評価項目においても、2）と同様に教員個人の業績を基に、対象組織全体及び領域ごとの社会的効果の割合を示している。

「評価結果の概要」は、評価結果を要約して示している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった対象組織について、その内容とそれへの対応を示している。

「特記事項についての所見」は、対象組織が記述している特記事項について、評価項目ごとの評価結果を踏まえて所見を記述している。

4 本報告書の公表

本報告書は、大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

対象組織の現況及び特徴

対象組織から提出された自己評価書から転載

- 1 機関名
京都大学
- 2 学部・研究科名
法学部
法学研究科
- 3 所在地
京都府京都市左京区吉田本町
- 4 学部・研究科構成
法学部
法学研究科 基礎法学専攻
公法専攻
民刑事法専攻
政治学専攻
- 5 学生数及び教員数
学生数
学部学生数 2,290 名
大学院学生数 225 名
教員数
教授 46 名, 助教授 10 名, 講師 1 名, 助手 24 名
計 81 名

6 特徴

本研究科は、明治 32 年の法科大学開学以来、一貫して、研究における自主・独立の精神を堅持し、時流に流されず理論的整合性を重んずる基礎的・原理的研究を培ってきた。他方で、本研究科は、学問・領域横断的な討議と対話を学問的営為の中核に据えることで、総合的知識人を育てる研究環境を生み出し、理論的安定性の上に築かれた独創的研究を絶えず世に送り出すことを通じて、自由で独創的研究の代名詞とも言うべき「京都学派」の伝統と実績を築き上げてきた。

近時における大学での法学・政治学研究に対する内外からの要請、とりわけ、高度に専門化し多様化した先端の学問領域に対応した研究体制を整備し諸施策を実行することへの要請と、大学内部で蓄積された法学・政治学に関する知的所産を一般市民ならびに行政実務・産業界に対して積極的に提供することへの要請を前にして、これを「理論と実務の連携」という観点の下で捉えたとき、法学・政治学に関する学問的蓄積が質量ともに最高水準にある本研究科の存在意義は、現代社会において以前にも増して高まっているものと言える。自由で独創的な精

神の下で育まれた基礎的・原理的研究があつてはじめて、先端的・応用的研究や領域横断的研究の中で旧来の固定観念を打破した斬新かつ説得力ある提言が生み出されるものであるし、先端的・応用的研究や領域横断的研究がひるがえって基礎的・原理的研究に新たな地平を拓き、学問的営為そのものを活性化させるという相互作用をもたらすものだからである。

本研究科では、現代社会において法学・政治学研究の果たすべき如上の役割と機能を早くから意識し、平成 4 年度には大学院の重点化及び 21 大講座化を実現し、研究体制のより一層の強化を図るとともに、とりわけ「総合法政分析」大講座を基点として領域横断的・応用先端的課題へと取り組む体制を整えた。同時に、これと併せて大学院修士課程に「専修コース」を設置し、高度専門的職業人養成という実務のニーズに即応する教育体制を整えた。さらに、平成 10 年には、こうした大学院重点化と大講座化により得られた基礎的・原理的研究と先端的・応用的研究との連携による共同研究の成果を一層強固なものとし、共同研究の将来にわたる継続性・連続性を確保し、研究活動を通じて得られた知的所産の集積ならびに実務への還元を積極的に推進するための体制を構築すべく、「法政実務交流センター」を設置した。

以上に述べた研究体制に加えて創立以来収集されてきた膨大な図書資料、昭和 54 年設置の「国際法政文献資料センター」、研究成果の公表の場としての法学会（法学論叢の刊行及び講演会の開催）等による研究支援体制を基礎にして、本研究科は、この数年、従前の自由で独創的な理論研究を充実・深化させるとともに研究の多様化・複雑化を視野に入れた研究課題に意欲的に取り組むべく、卓越した研究能力を備えた研究者教員を積極的に採用し、また、外国人研究者や理論分析に長じた実務家教員を広く各界から招聘することによって、研究科全体としての研究水準・能力を高め、わが国における法学・政治学の中心的拠点としての責務を全うしてきた。さらに、将来を担う若手研究者を多数養成・輩出することにより、近未来のわが国の法学・政治学の発展に寄与してきた。

以上のように、本研究科は、法学・政治学におけるわが国の理論的水準の高揚と社会・実務の発展に対して大いに貢献してきたし、この貢献度 さらに、それに対応する責務も は、今後もますます高まりを見せるものと考えている。

研究目的及び目標

対象組織から提出された自己評価書から転載

1 研究目的

本学部及び研究科の目的は、豊かな創造力をはぐくむ基礎的・原理的研究を重視し、今日のわが国における法学・政治学の発展に貢献することにある。その際、本学部及び研究科は、研究者個人の問題関心と方法論的態度を尊重するという自由の気風に照らして、各人の研究環境の確保に取り組んでいる。

同時に、社会の多様化・複雑化は、実務を視野に収めた法学・政治学の先端的応用的展開を要請するようになりつつあるため、各分野の研究者が社会との密接な連携の下に組織的に課題の解決に取り組む。そのような中において、法学・政治学の将来を見据えたとき、わが国の最高水準にある個々の独創的な研究を組み合わせ、研究の相互交流を深めるとともに、実務家や海外の研究者との連携を促進することによって、理論の深化と現実問題の解決に寄与することが、本学部及び研究科に与えられた使命である。

2 研究目標

(1) 基礎的・原理的研究の充実及び先端的・応用的研究との連携促進

本学部及び研究科において豊富に蓄積された独創的な基礎的・原理的研究の成果を源泉とし、研究の多様性と自由を保障する中で、法学・政治学の理論を個々人の研究及び共同研究を通じて一層充実させ、体系的な知へと発展させていく。それとともに、法政実務交流センターを設置してその充実をはかり、領域横断的研究・重点的課題研究並びに実務家・外国人研究者との共同研究の推進等を通じて、こうした基礎的・原理的研究の成果を先端的・応用的研究と有機的に結び付けることにより、実務のニーズに応える最先端の理論の開発へとつなげる。

(2) 構成員の多様化、活発な人事交流及び若手研究者の育成

多様かつ独創的な基礎的・原理的研究を深め、あわせて国内外の現実的課題に即応すべく先端的・応用的研究活動を推進するために、多様な人材を備え、活発な人事交流を行うことを、組織の将来計画の重点的課題として設定する。構成員につき出身大学、実務経験者、外国人研究者、任期付講師、性別などの点で一層の多様化を図り続ける。それとともに、本学部及び研究科が、これまで単に本学のみならず他大学にも優秀な研究者を多数供

給することを通して、わが国の法学・政治学の発展に寄与してきた点に鑑み、助手制度の効果的運用、留学の支援等、次代を担う若手研究者の萌芽的・独創的研究をはぐくみ支援する体制を整える。

(3) 実務及び社会への貢献

実務及び社会の要請に対応した研究を積極的に展開し、その成果を様々な形で社会に発信し現実に反映させていくことに努める。そのために、恒常的な自己点検・自己評価を通じて本学部及び研究科に対する実務・社会のニーズを的確に把握すること、法科大学院を設置すること、法曹実務家との研究交流を促進することは当然として、さらに各研究者においては、法学・政治学の専門家として研究成果を各種審議会・審査会等を通じて国家・社会施策に生かす努力を重ねる。あわせて、マスメディアを通じた市民との対話・啓発活動にも力を注ぐほか、市民向け法律相談への支援、公的機関における調停・斡旋への関与等を通じて現実の法的紛争処理にも専門的見地から助言を与える。

(4) 社会人及び一般市民への研究成果の還元

今日の大学に対しては、研究の成果を単に若い学生に伝達するのみならず、社会人及び一般市民にも還元することが期待されている。この点を受けとめ、研究の中から生まれた実践的な知識を現場で働く社会人に提供する場として、高度専門職業人の養成を目的として設置されている大学院専修コースの充実を図る。また、法学・政治学に関する基礎的知識を一般市民に提供する場として、市民に公開された講演会・研究報告会等を定期的に開催する。

(5) 国際交流の更なる促進

国際学会や海外でのシンポジウム等において法学・政治学の諸問題について紹介・発信・討議する機会を増やそう努め、国際機関その他海外の諸機関と連携しながら世界レベルでの研究水準の高揚に貢献する体制を築く。また、外国人研究者を積極的に受け入れ、多様な共同研究を行うとともに、将来における国際的な研究交流の発展の基礎とする。

評価項目ごとの評価結果

1 研究体制及び研究支援体制

ここでは、対象組織の「研究体制及び研究支援体制」の整備状況や「諸施策及び諸機能」の取組状況を評価し、その結果を「目的及び目標の実現への貢献度の状況」として示している。また、特記すべき点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

なお、ここでいう「諸施策及び諸機能」の例としては、学科・専攻等との連携やプロジェクト研究の振興、人材の発掘・育成、研究資金の運用、施設設備等研究支援環境の整備、国際的又は地域的な課題に取り組むための共同研究や研究集会の実施方策、大学共同利用機関や学部附属施設におけるサービス機能などが想定されている。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】研究体制に関する取組状況

大学院重点化に伴い21大講座への再編を行い講座数と講座内容の充実を図るとともに、研究者個人の自由の尊重に特に留意しつつ、構成員の多様化、人事の活性化をも積極的に進め、研究能力の優れた研究者を集積させている。

基礎的・原理的研究と先端的・学際的研究を両立させる独自の仕組みとして総合法政分析大講座を設置するとともに、応用的研究の担い手としての法政実務交流センターを設置していることは評価される。

科学研究費補助金や学長裁量経費による共同研究を推進する体制が整備されていることは評価される。

【要素2】研究支援体制に関する取組状況

国際法政文献資料センターの設置や法学部図書室の充実が評価されるが、外部の利用者に対して更なる利便性の確保が期待される。

リサーチ・アシスタント(RA)の採用や情報基盤整備に向けた専任助手の配置は評価されるが、人的支援体制の一層の充実が求められる。

法学論叢の発行のほか、法学部学術交流基金による学会・研究会の開催、法政実務交流センターのシンポジウムの開催等は評価されるが、その研究成果の社会への還元が期待される。また、組織としての国際的発信体制は、

今後の検討課題である。

【要素3】諸施策に関する取組状況

法政実務交流センター、学長裁量経費等によるプロジェクト研究が推進されていることは評価されるが、組織としてのプロジェクト研究推進の取組が期待される。

助手制度の積極的活用、若手助教授の講義負担の軽減措置や長期在外研究奨励は評価される。

外国人研究者の積極的招聘や外国人助手の採用は評価されるが、組織としての研究の国際化の取組が今後の検討課題である。

【要素4】諸機能に関する取組状況

法政実務交流センター、百周年記念基金の活用、学長裁量経費への積極的応募を通じて共同研究に対するサービス機能が図られていることは評価されるが、共同研究を支える補助スタッフの充実が今後の検討課題である。

国際法政文献資料センターや法学部図書室を通じて共同利用に対するサービス機能を図っていることは評価されるが、学外者に対するサービス機能の充実が期待される。

【要素5】研究目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

入学式やオリエンテーションの場での周知や資料「法学研究科・法学部概要」を入学時に配布する等の取組はみられるが、周知の方法にはなお改善の余地がある。

ホームページ、父母会(「法友会」)、「自己点検・評価報告書」や法政実務交流センターの研究報告を通じた取組がみられるが、公表の方法にはなお改善の余地がある。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

21大講座への再編、大学院重点化、優れた多様性のある人材確保、研究者個人の自由の尊重の点で優れている。また、共通講座としての総合法政分析大講座の設置、法政実務交流センターの設置の点で優れている。一方、研

究の国際化に向けた組織としての取組や研究支援スタッフの整備・充実は今後の検討課題である。また、研究施設・設備の学外者に対する更なる利便性の確保が望まれる。

2 研究内容及び水準

ここでは、対象組織における研究活動の状況を評価し、特記すべき点を「研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述」として示している。また、教員の個別業績を基に研究活動の学問的内容及び水準を判定し、その結果を「組織全体及び領域ごとの判定結果」として示している。

なお、業績の判定結果の記述の中で用いられている「卓越」とは、当該領域において群を抜いて高い水準にあること、「優秀」とは、当該領域において指導的あるいは先導的な水準にあること、「普通」とは、当該領域に十分貢献していること、「要努力」とは、当該領域に十分貢献しているとはいえないことを、それぞれ意味する。

研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述

それぞれの領域で基礎的・原理的研究と先端的・応用的研究の連携という目的・目標に沿って、極めて優れた研究業績が多くみられる。

すでに極めて水準の高い研究業績を公にし、将来を嘱望されている若手研究者がかなり充実している。

外国語による論文発表・学会報告、国際シンポジウムへの参加が顕著な領域が見られる。

組織全体として高い水準の研究成果を示す研究者が揃っており、基礎的・原理的研究は充実しており、それらが先端的・応用的研究にも結び付いている点で優れている。また、高水準の研究成果を国際的に発信している者が相当数存在している点で優れている。一方、教員の充足の必要な領域や研究業績の少ない者が含まれている領域も存在している。また、組織全体として研究成果を国際的に発信する体制の整備・充実は今後の検討課題である。

組織全体及び領域ごとの判定結果

(全領域)

- ・ 研究の独創性については、構成員(教授46名、助教授10名、講師1名、助手22名、計79名)の3割弱が極めて高く、5割弱が高く、2割強が相応。
- ・ 研究の発展性については、構成員の2割強が極めて高く、5割強が高く、2割強が相応。

- ・ 他分野への貢献については、構成員の1割弱が極めて高く、2割が高く、2割弱が相応。
- ・ 研究水準については、構成員の3割強が卓越、4割強が優秀、2割強が普通、若干名が要努力。

(法学領域)

- ・ 研究の独創性については、構成員(教授36名、助教授8名、講師1名、助手14名、計59名)の3割弱が極めて高く、5割が高く、2割強が相応。
- ・ 研究の発展性については、構成員の2割強が極めて高く、5割強が高く、2割弱が相応。
- ・ 他分野への貢献については、構成員の1割弱が極めて高く、2割弱が高く、2割弱が相応。
- ・ 研究水準については、構成員の3割強が卓越、4割強が優秀、2割が普通。

(政治学領域)

- ・ 研究の独創性については、構成員(教授10名、助教授2名、助手8名、計20名)の3割弱が極めて高く、5割弱が高く、2割が相応。
- ・ 研究の発展性については、構成員の2割が極めて高く、5割弱が高く、3割が相応。
- ・ 他分野への貢献については、構成員の1割弱が極めて高く、3割弱が高く、2割が相応。
- ・ 研究水準については、構成員の3割弱が卓越、4割が優秀、3割が普通、1割弱が要努力。

3 研究の社会（社会・経済・文化）的効果

授 10 名，助教授 2 名，助手 8 名，計 20 名）の 1 割が極めて高く，2 割弱が高く，2 割が相応。

ここでは，対象組織における研究の社会（社会・経済・文化）的効果について評価し，特記すべき点を「研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述」として示している。また，教員の個別業績を基に社会的効果の度合いを判定し，その結果を「組織全体及び領域ごとの判定結果」として示している。

なお，業績の判定結果の記述の中で用いられている「極めて高い」とは，社会的に大きな効果をあげた非常に高い内容であること，「高い」とは，相当な効果をあげた内容であること，「相応」とは，評価できる要素はあるが必ずしも高くはない内容であることを，それぞれ意味する。

研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述

実定法の領域における多くの研究成果が国内の法実務に大きく寄与している。また，国際法学領域では国際的な法実務に寄与する研究成果が多く見られる。

多くの領域において，水準の高い教科書等を通じて人材養成や知識普及に大きく寄与している。

同様に，研究成果が国レベルでも地方レベルでも制度改革，法実務及び政策形成に大きく寄与しており，法実務及び政策形成に関しては国際的な領域にも拡大している点で特に優れている。一方，このような研究成果の一般社会への還元が望まれる。

組織全体及び領域ごとの判定結果

（全領域）

- ・ 社会・経済・文化への効果については，構成員（教授 46 名，助教授 10 名，講師 1 名，助手 22 名，計 79 名）の 1 割強が極めて高く，3 割が高く，2 割強が相応。

（法学領域）

- ・ 社会・経済・文化への効果については，構成員（教授 36 名，助教授 8 名，講師 1 名，助手 14 名，計 59 名）の 1 割強が極めて高く，3 割強が高く，2 割強が相応。

（政治学領域）

- ・ 社会・経済・文化への効果については，構成員（教

4 諸施策及び諸機能の達成状況

ここでは、評価項目「1 研究体制及び研究支援体制」でいう「諸施策及び諸機能」の達成状況を評価し、その結果を「目的及び目標に照らした達成度の状況」として示している。また、特記すべき点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標に照らした達成度の状況

【要素1】諸施策に関する取組の達成状況

法政実務交流センター、学長裁量経費等を通じたプロジェクト研究が活発かつ確実に遂行されている。

若手助教授の講義負担軽減措置や長期在外研究支援がとられ、助手制度の活用、大学院生の留学支援等を通じた若手研究者の研究促進方策も遂行されている。

研究実績に基づく構成員の多様化への意識的取組や内外の研究者の人事交流が着実に進められている。一方、女性研究者の充実は今後の検討課題である。

個別領域及び教員個人を核とした研究の国際化の成果はあがっているが、組織としての研究の国際化への取組が今後の検討課題である。

【要素2】諸機能に関する取組の達成状況

法政実務交流センター、学長裁量経費、百周年記念基金等を通じた共同研究に対するサービス機能の達成度は高い。国際法政文献資料センター、図書室等の施設・設備は充実しているが、施設・設備の学外者へのサービス機能の充実が期待される。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

法政実務交流センターを通じた領域横断的で先端的・応用的な共同研究プロジェクトの積極的取組は優れている。また、若手研究者の支援・育成への意識的取組の点も優れている。一方、女性研究者の充実、研究の国際化への組織的取組、施設・設備の学外者への更なる利便性の確保が期待される。

5 研究の質の向上及び改善のためのシステム

ここでは、対象組織における研究活動等について、それらの状況や問題点を組織自身が把握するための自己点検・評価や外部評価など、「研究の質の向上及び改善のためのシステム」が整備され機能しているかについて評価し、その結果を「改善システムの機能の状況」として示している。また、特記すべき点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

改善システムの機能の状況

【要素1】組織としての研究活動等及び個々の教員の研究活動の評価体制

組織としての研究活動等及び個々の教員の研究活動の評価を実施する体制として、平成6年以降「自己点検・評価報告書」を2年に一度のペースで刊行していることや外部評価への積極的取組は評価される。

【要素2】評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

自己評価や外部評価の開示システムは整備されているが、それを実際に研究活動等の質の向上や改善の取組に結び付ける体制の充実が今後の検討課題である。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

自己評価や外部評価のシステムが整備されている点で優れているが、その活用方策や活用検証方策の充実は今後の検討課題である。

評価結果の概要

1 研究体制及び研究支援体制

21 大講座への再編，大学院重点化，優れた多様性のある人材確保，研究者個人の自由の尊重の点で優れている。また，共通講座としての総合法政分析大講座の設置，法政実務交流センターの設置の点で優れている。一方，研究の国際化に向けた組織としての取組や研究支援スタッフの整備・充実の点は今後の検討課題である。また，研究施設・設備の学外者に対する更なる利便性の確保が望まれる。

以上のようなことから，この項目全体の水準は，目的及び目標の達成におおむね貢献しているが，改善の余地もある。

2 研究内容及び水準

組織全体として高水準の研究成果を示す研究者が揃っており，基礎的・原理的研究は充実しており，それらが先端的・応用的研究にも結び付いている点で優れている。また，高水準の研究成果を国際的に発信している者が相当数存在している点で優れている。一方，教員の充足の必要な領域や研究業績の少ない者が含まれている領域も存在している。また，組織全体として研究成果を国際的に発信する体制の整備・充実が今後の検討課題である。

3 研究の社会（社会・経済・文化）的効果

多くの領域において，研究成果が国レベルでも地方レベルでも法実務及び政策形成に大きく寄与しており，この点が国際的な領域にも拡大している点で特に優れている。一方，このような研究成果の一般社会への還元が望まれる。

4 諸施策及び諸機能の達成状況

法政実務交流センターを通じた領域横断的で先端的・応用的な共同研究プロジェクトの積極的取組は優れている。また，若手研究者の支援・育成への意識的取組の点も優れている。一方，女性研究者の充実，研究の国際化への組織的取組，施設・設備の学外者への更なる利便性の確保が期待される。

以上のようなことから，この項目全体の水準は，目的及び目標がおおむね達成されているが，改善の余地もある。

5 研究の質の向上及び改善のためのシステム

自己評価や外部評価のシステムが機能している点で優れているが，その活用方策や活用検証方策の充実が今後の検討課題である。

以上のようなことから，この項目全体の水準は，向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが，改善の余地もある。

意見申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該機関に対して評価結果を示し、その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びにヒアリングにおける意見の範囲内で、意見がある場合に申立てを行うよう求めた。機構では、意見の申立てがあったものに対し、その対応について大学評価委員会等において審議を行い、必要に応じて評価結果を修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該機関からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 研究体制及び研究支援体制</p> <p>【評価結果】 目的及び目標の実現への貢献度の状況 大学院重点化に伴い21大講座への再編を行い講座数と講座内容の充実を図るとともに、<u>研究者個人の尊重</u>に特に留意しつつ、・・・。 特に優れた点及び改善点等 21大講座への再編，大学院重点化，優れた多様性のある人材確保，<u>研究者個人の尊重</u>の点で優れている。</p> <p>【意見】 「大学院重点化に伴い21大講座への再編を行い講座数と講座内容の充実を図るとともに、<u>研究者個人の自由の尊重</u>に特に留意しつつ、・・・。」並びに「21大講座への再編，大学院重点化，優れた多様性のある人材確保，<u>研究者個人の自由の尊重</u>の点で優れている。」のように「自由」という文言を挿入してほしい。</p> <p>【理由】 自己評価書における「研究目的及び目標」に記載したように、本学法学研究科では、研究者個人の問題関心と方法論的態度を尊重するという自由の気風に照らして、各人の研究環境の確保に取り組んできたことから、上記のように「自由」という文言が挿入されることが適切である。</p>	<p>【対応】 下記のとおり修正した。</p> <p>『大学院重点化に伴い21大講座への再編を行い講座数と講座内容の充実を図るとともに、<u>研究者個人の自由の尊重</u>に特に留意しつつ、・・・。』</p> <p>『21大講座への再編，大学院重点化，優れた多様性のある人材確保，<u>研究者個人の自由の尊重</u>の点で優れている。』</p> <p>【理由】 申立てのとおり。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 研究体制及び研究支援体制</p> <p>【評価結果】 目的及び目標の実現への貢献度の状況 国際法政文献資料センターの設置や法学部図書室の充実の評価されるが、<u>外部の利用者に対して更なる利便性の確保が期待される。</u> 国際法政文献資料センターや法学部図書室を通じて共同利用に対するサービス機能を図っていることは評価されるが、<u>学外者に対するサービス機能の充実が期待される。</u> 特に優れた点及び改善点等 研究の国際化に向けた組織としての取組や研究支援スタッフの整備・充実は今後の検討課題である。また、<u>研究施設・設備の学外者に対する更なる利便性の確保が望まれる。</u></p> <p>【意見】 それぞれにおいて指摘するのではなく、特に優れた点及び改善点等において、「理由」の趣旨を考慮した上で指摘していただきたい。</p> <p>【理由】 「設備の学外者に対する利便性の確保」の類似の表現について、本研究科の諸設備は、本質的に本研究科をはじめとする本学の構成員（教官、助手、大学院生、学部生等）の利用を目的に整備されており、一般の公共的設備とは異なり外部利用を第一義とはしていないことは明白である。一方、その公共性から見て外部者の利用にも供されるべきであるが、本学構成員の利用と両立する限りにおいてその利便性が確保されるべきであり、双方を調整しながら外部者の利便性が図られてきている。実際には、法学部図書規程により図書主任の許可を得た学外者の閲覧が認められ、かつ開架式図書は事実上自由に利用できることとなっている。 こうしたことから、学外者に対する警備上の施策及び安全確保のためのセキュリティ対応が、全学的視点からも考慮されなければならない、そうした諸条件が整備されなければ、抜本的な外部者の利便性の促進については一定の留保が必要と考えられる。自己評価書8頁、14頁などの記述はこうした趣旨を踏まえて記述されている。 また、手続きの簡便化などの軽微な改善は可能であり、その必要性も認識しているが、全体的な判定として指摘されるほどの状態ではないように考えられる。</p>	<p>【対応】 原文のままとした。</p> <p>【理由】 学外者へのサービス機能が全く不備であると指摘しているのではなく、法学部図書室における検索・貸出システムの電算化など、まだ端緒についたばかりの改善点もあり、今後さらなるサービスの充実が図られることを期待する意図であるために原文のままとした。 「特に優れた点及び改善点等」の記述は要素ごとの記述の中から、特に重要であると判断した特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等を取り上げて、根拠を示しつつ記述することとしている。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 研究体制及び研究支援体制</p> <p>【評価結果】 目的及び目標の実現への貢献度の状況 外国人研究者の積極的招聘や外国人助手の採用は評価されるが、<u>組織としての研究の国際化の取組</u>が今後の検討課題である。 特に優れた点及び改善点等 一方、<u>研究の国際化に向けた組織としての取組</u>や研究支援スタッフの整備・充実は今後の検討課題である。</p> <p>【意見】 それぞれにおいて指摘するのではなく、特に優れた点及び改善点等において指摘していただきたい。</p> <p>【理由】 「研究の国際化に向けた組織としての取組」の類似の表現については、自己評価書の「研究目的及び目標」で示したように、個人の自由を最大限尊重することにより、原理的・基礎的な研究、独創的研究を促進することを組織として重視している。 研究者個人の自由を最大限尊重するというこうした方針の下に、個人が組織のアンダーテーカーとして研究の国際化を図ってきている。本研究科としても、研究の国際化の重要性・必要性を十分認識しており、「目的・目標」においても掲げたところであるが、その実現のあり方については、プロジェクト研究のようないわゆる組織による研究の国際化を主たる方策としておらず、実際に、研究の国際化はかなりの程度達成されていると考えられる。 したがって、研究目標(5)「国際交流の更なる促進」は、組織自体が国際交流を行うというものでは必ずしもなく、個人の自由な国際交流を促進するという組織的方针に基づき達成されるべきものであり、これまで多くの優れた研究者個人により極めて強力かつ実効的な国際交流が行われてきたといえよう。また、今後の取組としては、プロジェクト研究など組織自体が研究の国際化を多面的に図る方式も必要であると認識している。</p>	<p>【対応】 原文のままとした。</p> <p>【理由】 研究者個人の自由の尊重に基づいて研究の国際化が図られていることはわかるが、研究の国際化に向けた組織体制の整備の検討を期待する意図であるために原文のままとした。 「特に優れた点及び改善点等」の記述は要素ごとの記述の中から、特に重要であると判断した特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等を取り上げて、根拠を示しつつ記述することとしている。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 諸施策及び諸機能の達成状況</p> <p>【評価結果】 目的及び目標に照らした達成度の状況 国際法政文献資料センター，図書室等の施設・設備は充実しているが，<u>施設・設備の学外者へのサービス機能の充実が期待される。</u> 特に優れた点及び改善点等 一方，女性研究者の充実，研究の国際化への組織的取組，<u>施設・設備の学外者への更なる利便性の確保が期待される。</u></p> <p>【意見】 それぞれにおいて指摘するのではなく，特に優れた点及び改善点等において，「理由」の趣旨を考慮した上で指摘していただきたい。</p> <p>【理由】 「設備の学外者に対する利便性の確保」の類似の表現について，本研究科の諸設備は，本質的に本研究科をはじめとする本学の構成員（教官，助手，大学院生，学部生等）の利用を目的に整備されており，一般の公共的設備とは異なり外部利用を第一義とはしていないことは明白である。一方，その公共性から見て外部者の利用にも供されるべきであるが，本学構成員の利用と両立する限りにおいてその利便性が確保されるべきであり，双方を調整しながら外部者の利便性が図られてきている。実際には，法学部図書規程により図書主任の許可を得た学外者の閲覧が認められ，かつ開架式図書は事実上自由に利用できることとなっている。</p> <p>こうしたことから，学外者に対する警備上の施策及び安全確保のためのセキュリティ対応が，全学的視点からも考慮されなければならない，そうした諸条件が整備されなければならない，抜本的な外部者の利便性の促進については一定の留保が必要と考えられる。自己評価書8頁，14頁などの記述はこうした趣旨を踏まえて記述されている。</p> <p>また，手続きの簡便化などの軽微な改善は可能であり，その必要性も認識しているが，全体的な判定として指摘されるほどの状態ではないように考えられる。</p>	<p>【対応】 原文のままとした。</p> <p>【理由】 学外者へのサービス機能が全く不備であると指摘しているのではなく，法学部図書室における検索・貸出システムの電算化など，まだ端緒についたばかりの改善点もあり，今後さらなるサービスの充実が図られることを期待する意図であるために原文のままとした。</p> <p>「特に優れた点及び改善点等」の記述は要素ごとの記述の中から，特に重要であると判断した特色ある取組，特に優れた点，改善を要する点，問題点等を取り上げて，根拠を示しつつ記述することとしている。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 諸施策及び諸機能の達成状況</p> <p>【評価結果】 目的及び目標に照らした達成度の状況 個別領域及び教員個人を核とした研究の国際化の成果はあがっているが <u>組織としての研究の国際化への取組</u>が今後の検討課題である。 特に優れた点及び改善点等 一方、女性研究者の充実、<u>研究の国際化への組織的取組</u>、施設・設備の学外者への更なる利便性の確保が期待される。</p> <p>【意見】 それぞれにおいて指摘するのではなく、特に優れた点及び改善点等において指摘していただきたい。</p> <p>【理由】 「研究の国際化に向けた組織としての取組」の類似の表現については、自己評価書の「研究目的及び目標」で示したように、個人の自由を最大限尊重することにより、原理的・基礎的な研究、独創的研究を促進することを組織として重視している。 研究者個人の自由を最大限尊重するというこうした方針の下に、個人が組織のアンダーテーカーとして研究の国際化を図ってきている。本研究科としても、研究の国際化の重要性・必要性を十分認識しており、「目的・目標」においても掲げたところであるが、その実現のあり方については、プロジェクト研究のようないわゆる組織による研究の国際化を主たる方策としておらず、実際に、研究の国際化はかなりの程度達成されていると考えられる。 したがって、研究目標(5)「国際交流の更なる促進」は、組織自体が国際交流を行うというものでは必ずしもなく、個人の自由な国際交流を促進するという組織的方针に基づき達成されるべきものであり、これまで多くの優れた研究者個人により極めて強力かつ実効的な国際交流が行われてきたといえよう。また、今後の取組としては、プロジェクト研究など組織自体が研究の国際化を多面的に図る方式も必要であると認識している。</p>	<p>【対応】 原文のままとした。</p> <p>【理由】 研究者個人の自由の尊重に基づいて研究の国際化が図られていることはわかるが、研究の国際化に向けた組織体制の整備の検討を期待する意図であるために原文のままとした。 「特に優れた点及び改善点等」の記述は要素ごとの記述の中から、特に重要であると判断した特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等を取り上げて、根拠を示しつつ記述することとしている。</p>

特記事項についての所見

「対象組織の記述」は、対象組織から提出された自己評価書から転載

1 対象組織の記述

法学・政治学に関する研究水準という点において、本研究科は、組織全体としても、領域別に捉えても、さらに教官個人に注目したときも、(通時的にも・共時的にも)卓越したレベルに達している。この研究水準の高さは、当然のことながら、それに相応した社会的貢献への責務をも伴うものである。本研究科としては、今後も、本研究科の研究活動・研究成果に対する社会のニーズを汲み取り、内外からの意見と批判に謙虚に耳を傾けながら、法学・政治学の中心的研究拠点としての本研究科に期待される役割を自覚し、その果たすべき責務を遂行すべく、研究体制・研究支援体制の整備並びに研究内容の一層の充実・強化に向けて邁進する所存である。

本自己評価書中で改善すべき点として自己評価した諸点については、本研究科の将来構想を検討する際の課題として本研究科内部で検討に着手し、本研究科の中期計画に反映させるべく議論を開始した(その一部は、既に実行に移している。たとえば、国際交流に対する組織的支援の拡充、法学部図書室の外部利用者に対するサービス面での改善)。また、本研究科では、法科大学院をめぐる昨今の状況を前にして、研究と教育の関連づけについても議論の俎上に載せ、検討を重ねている。

平成13年12月4日制定の「京都大学の基本理念」は、「創立以来築いてきた自由の学風を継承し、発展させつつ、多元的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献する」ことを目的とし、研究面において、「研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行う」ことと、「基礎研究と応用研究、文科系と理科系の研究の多様な発展と統合をはかる」ことを謳っている。本自己評価書の「目的・目標」に掲げた内容は、いずれも、かかる基本理念を具体化したものといえよう。その意味で、本自己評価書を過去の成果・達成度に対する指標にとどめるのではなく、将来に向けて本研究科挙げて取り組むべき指針を示すものとして捉え、そのよりよき実現に向けて努力を重ねていきたい。

2 機構の所見

特記事項のうち、研究面における「世界的に卓越した知の創造」という点で、研究の国際化に向けた組織的取組が特に要請される。